

平成29年12月29日

お客様各位

仙北信用組合

預金口座付番に係る個人番号の利用目的の変更（追加）について

仙北信用組合は、個人情報保護法第15条第2項および第18条第3項を踏まえ、個人番号の利用目的を以下のとおり変更（追加）することをお知らせいたします。なお、変更日は預金口座付番が開始される平成30年1月1日からといたします。変更（追加）点は下線部をご覧ください。

個人番号の利用目的（変更後）

- ① 出資配当金の支払に関する法定調書作成・提供事務
- ② 金融商品取引に関する法定調書作成・提供事務
- ③ 金地金取引に関する法定調書作成・提供事務
- ④ 国外送金等取引に関する法定調書作成・提供事務
- ⑤ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
- ⑥ 預金保険法に基づく名寄せ・税務調査（犯則調査および滞納処分のための調査を含む。）・社会保障における資力調査等に関する事務
- ⑦ 預金口座付番に関する事務

※追加する個人番号の利用目的は、平成30年1月1日より前にお届けいただいた個人番号についても適用されます。

預金口座付番について

金融機関は、お客様の預金口座に係る情報をマイナンバーと紐付けて管理することが義務付けられ、行政機関等による税務調査や社会保障における資力調査への回答、あるいは預金保険法の規定に基づく預金の名寄せのために、お客様のマイナンバーを利用することになります。このため、平成30年1月1日以降は、新規で預金口座を開設する場合など、ほとんどの取引において、お客様にマイナンバー届出の協力をお願いすることになります。

以上